

○東京藝術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則

〔平成13年6月29日〕  
制 定

改正 平成16年6月9日 平成23年3月29日  
平成25年10月24日

(目的)

第1条 この規則は、本学における教育研究施設（以下「施設」という。）の適切な使用面積の配分を行うとともに、施設の弾力的な運用を行うための共用教育研究スペース（以下「共用スペース」という。）を確保することにより、施設の有効活用を図ることを目的とする。

(使用面積の配分)

第2条 施設の使用面積の配分は、施設・環境室（以下「室」という。）が実施する施設の点検・評価に関する調査（以下「調査」という。）の結果に基づき、室が行うものとする。

(共用スペースの確保等)

第3条 施設には、全学共用で利用する共用スペースを確保し、室はその面積及び位置の指定をするものとする。

2 東京藝術大学固定資産管理規則第7条に規定する不動産のうち、共用スペースに関しては、資産管理責任者が指名する使用責任者に補助執行させるものとする。

(使用面積の配分等の見直し)

第4条 室は、前2条に規定する施設の使用面積の配分並びに共用スペースの面積及び位置の指定について、調査の結果を基に、原則として5年ごとに見直しを行うものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、施設の使用面積の配分並びに共用スペースの面積及び位置の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年6月29日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年6月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。